

平成26年度第2回旭川市男女共同参画審議会 開催結果報告

日時	平成26年11月14日(金) 18:35～20:55
場所	旭川市総合庁舎議会棟2階 第4委員会室
出席者	委員 9人 浅野委員, 大野委員, 香川委員, 勝浦委員, 佐藤委員, 塩尻委員, 鹿本委員, 島倉委員, 山本委員 (欠席): 足立委員, 須藤委員, 山地委員
	事務局 3人 高桑男女共同参画担当課長, 三浦課長補佐, 丸谷主任
傍聴者	0人
資料1	「あさひかわ男女共同参画基本計画」平成25年度主要事業実施報告書
資料2	第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画
資料3	「あさひかわ男女共同参画基本計画」数値目標の進行管理
資料4	附属機関の委員の就任状況等(H2610.1現在)
資料5	第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画 (概要版)
資料6	第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画 (案)に対する意見提出手続に寄せられた御意見と市の考え方(一覧)
資料7	職員意識調査集計結果(概要版)

会議内容

議題

- (1) 「あさひかわ男女共同参画基本計画」平成25年度主要事業実施報告書について
- (2) その他 ※一部非公開

1 開会

事務局：(過半数以上の出席であり、旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例施行規則第11条第3項の規定により会議が成立していることを報告。)本日の会議では、現行の「あさひかわ男女共同参画基本計画」に沿った昨年度の事業報告について御意見をいただくが、この計画自体が中間年を迎えるので、この次からは中間年の見直しに関する内容について検討していきたいと考えている。次回については年度内に開催を予定している。また、本日個人情報に関わる報告があり、その件については非公開としたいので、お諮りいただきたい。

委員：会議の一部を非公開とするがよいか。

委員一同：(了承)

2 議題

(1) 「あさひかわ男女共同参画基本計画」平成25年度主要事業実施報告書について

事務局：(資料1「あさひかわ男女共同参画基本計画」平成25年度主要事業実施報告書，資料3「あさひかわ男女共同参画基本計画」数値目標の進行管理，資料4附属機関委員の就任状況等（H26.10.1現在）について概略説明。)

委員：このことについて，質問，意見等はあるか。相変わらず，資料3にある「No.5市職員の男性の育児休業取得率」は，なかなか増えないが，何人かは取得しているのか。

事務局：昨年は2人。庁内向けに取得者の体験レポートの公開など意識改革をはかっているが，なかなか伸びないというのが現状。

委員：最近では，イクボスという言葉もあり，上司が率先して育児休業を取得したり，上司が部下の育児参加を奨励するという例もある。そういうことでもないと増えないのではないか。

委員：5年後目標を5.0%としているが，子どもが生まれた男性が分母なのであれば，取得可能な立場にいるわけだから，100%としてもいいのではないかと思う。

委員：5%しか取得できないのは個々の事情もあるだろうが，制度や環境などの原因があると思う。市役所内で，何が原因で取得していないのか，原因究明をしてみてもどうか。

委員：確かに，取る権利があるのになぜ取らないのか，理由を知りたい。そういった事情がわかるような取組をしてもらいたい。それと関係して，資料4にある「No.16子ども・子育て審議会」について，男性の比率が多い。こういった会議の場には男性が多く出てくる。実際現場で直接子どもに接しているは女性が多いのではないかと思うが，この審議会に男性が多いのが意外である。女性の委員が多くてもいいのではないかと思う。続いて，計画の中に数値目標があるのは分かりやすいが，各事業についての評価でAが多いのは，事業の成果としても男女共同参画推進の成果としても実行されているということか。

事務局：そうである。各課が判断して評価している。

委員：10%以降，決算予算をみても，必要に応じた予算配分になっていないのではないか。どこに重点を置いているのかわからない。()表示が分かりにくい。0というのは，取り組んでいないというように見える。

事務局：決算予算については，上段が事業全体の事業費，うち男女共同参画に関する事業費が，下段()としている。これは，今年の審議会の意見を受けて変更した部分ではあるが見やすい書き方となるよう工夫したい。0と書かれているものについては，経費がかからない＝ゼロ予算事業という意味であり，取り組んでいないということではない。

委員：男女共同参画推進費で62万円だが，月で換算すると5万円程度である。これで本当に旭川市が男女共同参画を推進しているといえるのか。

事務局：62万円はあくまで政策調整課で男女共同参画の啓発のために持っている予

算であり、他の部局の男女共同参画関連事業費を合わせると一定の金額になる。

委員：皆さんには男女共同参画の理念を伝えるのに、学校教育の場が重要であることを認識してほしい。21^{世紀}に、学校教育での様々な事業が書かれてあるが、自分は以前女性プラン作成時の懇話会に参加していたけれども、当時間も同じように評価等を実施しており、内容はその頃からほとんど変わっていない。変わったことといえば、10年目研修で人権教育と男女共同参画を学ぶ機会ができたこと。それ以外は、事業を実施していても現場で働いている側として、意識が変わったという実感が感じられない。行政側からもっと男女共同参画を推進してほしいとの働きかけがあってもいいのではないか。教育は市の政策とは違うので、市からの要請を直接反映して実施できるものではないが、「評価2に対する理由と課題」にも書かれているとおり各学校の実情に合わせて事業を実施している状況なので、全市的に働きかけをしないと各学校の教員と子どもたちの意識は大きく変わっていかないのではないかな。

委員：それに関して審議会なり市ができることはあるか。

委員：働きかけとしては、教育委員会へ男女共同参画の推進について、こういう内容で実施してほしいとお願いしたり、男女共同参画について啓発資料を作成して、それを各学校に配り、指導の参考にしてもらうなど。

委員：意識の高い教員同士で勉強会をするなど自発的な動きはできないか。

委員：なかなかそういった機会、仕組みがない。現状では、各学校毎に学習指導要領をもとに、カリキュラムを作り、話し合い、改善して毎年実施するという仕組みになっている。

委員：学校現場では、色々やるべき事がある中でその学校で何を重点的に進めていくかは毎年年度当初に教員と話し合いの中で決めている。各テーマについては、学校によって温度差がある。

委員：教える側に男女共同参画の意識があるかないかで子どもたちへの伝わるものが違ってくると思う。

委員：大学の中では、人権研修会というようなものがあり、ジェンダーや平等をテーマにしているので、そういった場を利用し、大学だけではなく、高校の先生と共同の勉強会を開いて情報を共有する必要があるかもしれない。学校のレベルだけではなく、外部の情報を得るために、市レベルでも地域で活躍している方の情報を集約して知り得る場があるとよいと思う。大分市ではそれを実施しており過去にホームページで掲載している。情報を共有するということが大切ではないかと思う。

委員：男女共同参画の理念は、小学生のうちから教えていくことが重要。その年代に合った分かりやすい資料があればよい。

委員：旭川市として男女共同参画の方向性を示す資料を作成してはどうか。

委員：それでは、学校教育の場で活用できる男女共同参画推進のための資料を作るべきであるということ、審議会から市へ要望することとしてよいか。

委員一同：(了承)

委員：その他できることとして、親たちの意識を変えるためにも、各学校で保護者が集まる会があると思うが、そういった場で、男女共同参画の推進を訴えていくことも必要なのではないか。

委員：P T Aの会合があるが、そういった場を活用するのはどうか。

委員：できれば、各学校で実施する保護者会等を利用して、地域で考えを浸透して行ってほしいと考える。

委員：ウィメンズネット旭川では、色々な高校からの要請で、デートDV等の出前講座に出向くが、団体で作った資料や、市で作成したパンフレットを配布している。こういうのがあるとないとは理解度が違う。男女共同参画に関する配付資料はあるか。

事務局：現在のところない。必要があれば、その時々で作成し使用している。

委員：研修会や出前講座等で使える資料があるとよい。その他意見はあるか。

委員：27頁再No.13事業の概要にある関係団体には医療機関も含まれているか。

事務局：この後で説明する「第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」49頁に関係機関について記載があり、医師会、歯科医師会がメンバーとして入っている。具体的な連携については、4頁に掲載している。

委員：41頁No.73社会的な貢献度を評価する入札契約制度のように、推進している企業に優遇措置を与えるのではなく、推進するべきだという働きかけをするべきである。

事務局：P Rはしているが、どこまで強制できるかという問題がある。現在社会貢献推進企業として登録されているのは97事業所で、うち子育て支援、男女共同参画の推進で登録されているのは13事業所ある。

委員：旭川でクルミン認証をとっている企業はあるか。現在旭川医大で取ろうとしている。税制優遇措置があるようだ。旭川でも旭川の実情にあった優良企業の認証制度を独自に作ってはどうか。

事務局：クルミンについては把握していない。調べて委員にお知らせする。

委員：その他意見ないか。

委員一同：(なし)

(2) その他

ア 第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画について
事務局：(資料2「第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」、資料5「第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画(概要版)」、資料6「第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画(案)に対する意見提出に寄せられた御意見と市の考え方(一覧)」について概略説明)

委員：このことについて、何か意見はあるか。

委員一同：(なし)

イ 個人情報に関わる報告

※非公開（旭川市情報公開条例第7条(3)及び第8条に該当）

ウ 職員意識調査集計結果について

事務局：（資料7 職員意識調査集計結果（概要版）のうちセクシュアルハラスメントに関するアンケート結果についてのみ概略説明）

委員：このことについて、何か意見はあるか。

委員：8問22-2，22問11-2行為についての各回答について、男女の比率がわからないが。男性の方が多い訳だから、男性がセクハラを受けている場合もあるかもしれないが、男女別にして、女性が分母であれば割合がもっと高くなる可能性もあるのでは。

事務局：行為については、「受けたことがある」と回答した人と「受けたことはないが見たり聞いたりしたことがある」とした人の回答を合わせているので、実際の数はわからない。

委員：「性的関係を強要された」との回答があること自体問題では。

事務局：確かに問題。しかしながら、無記名ということでそれ以上追跡できないため、苦情相談窓口のPRを重ねて実施している。

委員：何か起こったらではなく、何か起こらないようにすることが大切ではないか。

事務局：防止ということで、職員研修等ではセクシュアルハラスメントに関する内容を強化した。

委員：いずれにしても、こういうアンケートを実施し、結果を公表したということは大きな前進である。

事務局：前期の審議会からの懸案事項であり、ようやく実施したので、結果を受けてさらに対策を進めたい。

委員：「職員意識調査」という名称ではなく、「セクシュアルハラスメントのアンケート」としないと、本調査の目的がはっきりしないのではないか。

事務局：もともと職員意識調査については、人事課で数年おきに実施しており、セクシュアルハラスメントの項目もあったが、今回さらに質問項目を増やしたものである。

委員：実態を明らかにしするためにも、「セクシュアルハラスメントとしてのアンケート」として、きちんと明記すべきではないか。21問11に対する分析で、セクシュアルハラスメントを「受けたことがある」が16人（1.5%）とあるが、1.5%という割合を書いてしまうと少ないという印象を与えてしまう。1.5%という割合を重視するのか、それとも、セクシュアルハラスメントを「受けたことがある」が16人という実数を重視を実現するかは、分析する側が事実を受け止めようとするかどうかの問題意識に関わっていると思う。しっかりと分析した上、研修会で取り上げ、情報共有していくべきではないか。

事務局：再発防止をしっかりと進めていくということで、人事課で実施している職員研修等でもセクシュアルハラスメントについての内容を強化しているところである。人事課にもこの審議会で出された意見は伝えておきたい。

委員：取組みの後で、改善されたかどうかについて追跡調査を行ってほしい。

委員：セクシュアルハラスメント行為をしたのが直属の上司が多いというのも驚きだ。

委員：将来、誰もが上司になる可能性があるのだから、一般職員のうちから、研修等で啓発していくべき。反省点を踏まえて改善してほしい。

委員：この結果は、一般の職員にも公表しているのか、それに関わって指導等しているか。

事務局：公表している。個別に指導はできないが、職員研修でセクシュアルハラスメントについての内容を増やしたほか、職員が閲覧している庁内広報で、たびたびセクシュアルハラスメントの相談窓口の周知とコラムを掲載するなどして指導している。

委員：他人事ではなく、職員1人1人が重く受け止めてほしい。その他意見等はあるか。

委員一同：(なし)

エ 日本女性会議2014札幌について

委員：(審議会会長として参加してきた旨報告)

事務局：当会議については、公募で2名の市民の方々にも参加してもらった。参加者からの報告については、次回のハーモニーに掲載予定である。

以上